

「より良い安城市にしたい」

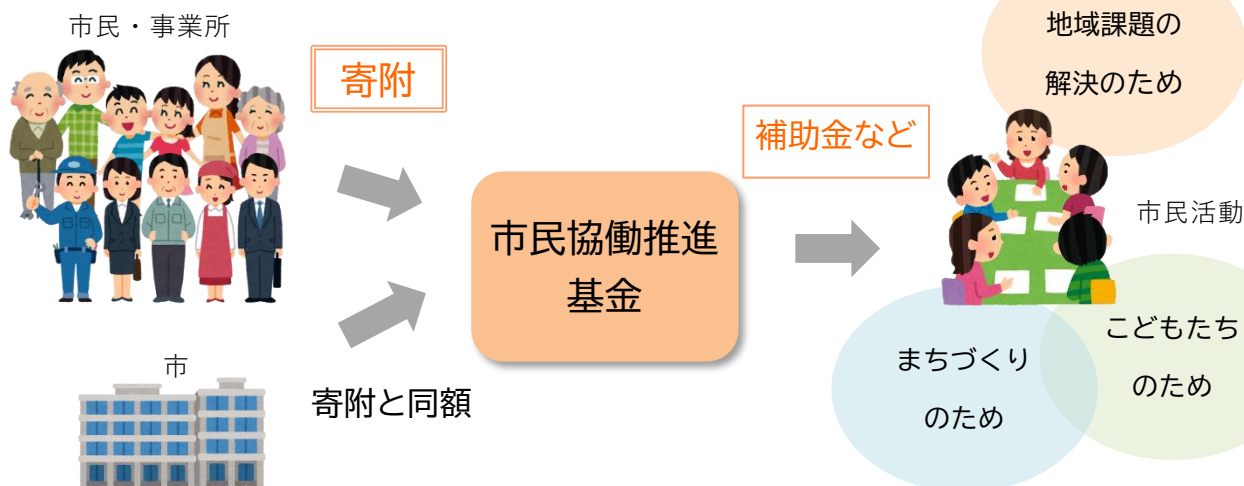
その思いを寄附という形で
支援しませんか？

市民協働推進基金とは？

安城市をより良くするためには、**市民の皆様、町内会などの地域団体、市民活動団体、事業者**及び**市**がそれぞれの特徴と得意分野を生かし、協働していくことが必要です。

そこで、市民活動団体が行う、地域が抱える諸課題の解決につながる活動を、資金面から支援することにより、**市民活動団体の自立と発展**及び**市民協働の推進**を図るため、平成25年度から「**市民活動補助制度**」を運用しています。

皆様から寄せられた寄附金と、市から積み立てられた寄附金と同額の資金は、「市民協働推進基金」に集められ、この市民活動補助金などの原資となっています。



基金を活用して市民活動団体が様々な事業に取り組んでいます。

事業年度	補助金交付団体数	補助金交付総額
令和8年度	11 団体	1,050,000 円（予定）
令和7年度	16 団体	1,048,000 円
令和6年度	3 団体	153,000 円



休耕地の再生を図り、大豆栽培から味噌の仕込みを通して食や農について学ぶ「豆のがっこう」

若者が文化芸術に継続して取り組む事のできる機会の確保、楽団の整備・充実及び指導者の確保を目的とした演奏会



手話言語について市民へ認知を広めるため、ブルーライトアップ期間に合わせた啓発展示

◆税の優遇措置が受けられます

市民協働推進基金に寄附いただくと、所得税、住民税、法人税(法人市民税)が軽減されます。

【個人で寄附した場合】

例) 1万円寄附したとき 8,000円軽減

3万円寄附したとき 28,000円軽減

※年収や扶養状況等により軽減額が異なります。

【法人が寄附した場合】

法人については、全額損金算入ができます。

◆寄附の申込方法 以下の4つの方法があります。

1

市民協働課窓口

寄附金申込書に必要事項をご記入の上、寄附金と併せて市民協働課窓口へお持ちください。

2

募金箱

市民協働課、市民交流センターに募金箱を設置していますので、そちらにお入れください。

※募金箱への寄附については税の優遇措置の適用になりません。

3

納付書による振込み

寄附金申込書に必要事項をご記入の上、申込書のみ市民協働課へお送りください。後日、「納付書」を郵送しますので、寄附金は指定の銀行からお振り込みください。

※手数料は不要です。

4

現金書留

寄附金申込書に必要事項をご記入の上、現金と併せて市民協働課へ「現金書留」にてお送りください。※送料は寄附者のご負担でお願いします。

◆市公式ウェブサイトで氏名を公表します

寄附者氏名と寄附金額を市公式ウェブサイトや広報あんじょうにて公表しています。寄附金申込書の公表についての欄に(匿名希望も可能)チェックをしてください。



市公式ウェブサイト

<問合せ及び送付先>

安城市市民生活部市民協働課市民協働係
(本庁舎3階 窓口 No.34)

住所 〒446-8501 安城市桜町 18 番 23 号

☎ 0566-71-2218

F A X 0566-72-3741

✉ kyodo@city.anjo.lg.jp